

基地から派生する被害

◆騒音被害



市と県では、市内8カ所に騒音測定器を設置しています。

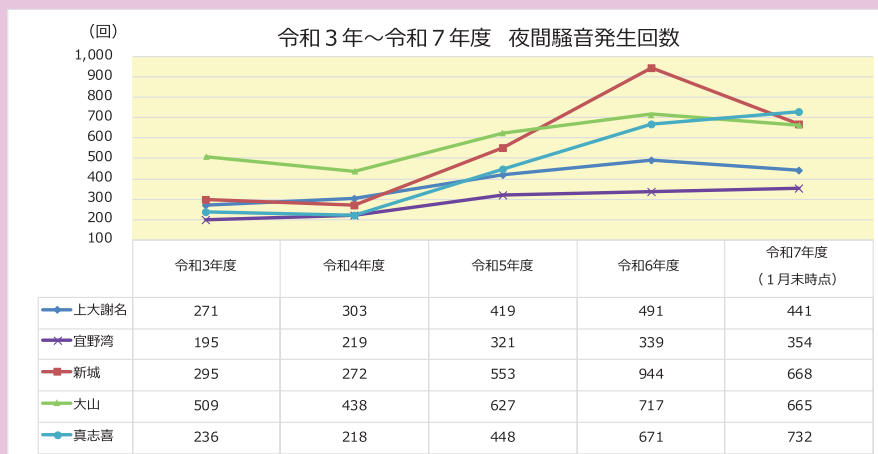
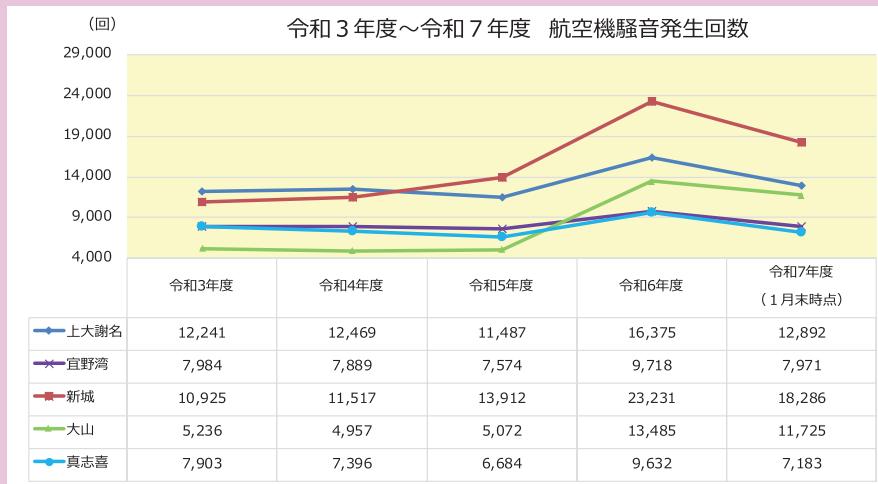
測定基準

- ・騒音値が暗騒音レベル（環境騒音）より10dB以上大きいもの
- ・騒音が5秒以上継続するもの
- ・航空機が発したトランスポンダ応答信号電波を受信したもの

滑走路の延長線上に位置する地域では、米軍機の離着陸に伴う騒音の影響が特に大きく、新城局では、年間で**18,286回**（令和7（2025）年度1月末時点）の騒音が記録されています。

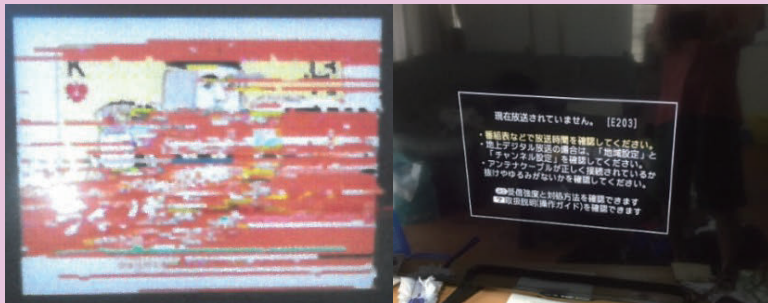
航空機騒音規制措置により飛行が制限されている22時から翌朝6時までの時間帯にも、米軍機の飛行による騒音が測定されており、市民からも夜間騒音に関する苦情も数多く寄せられています。

令和7（2025）年度（1月末時点）においては、新城局で**668回も**の夜間騒音が確認されています。



◆地上デジタル放送受信障害

【受信障害例】 左：画面の乱れ 右：ブラックアウト



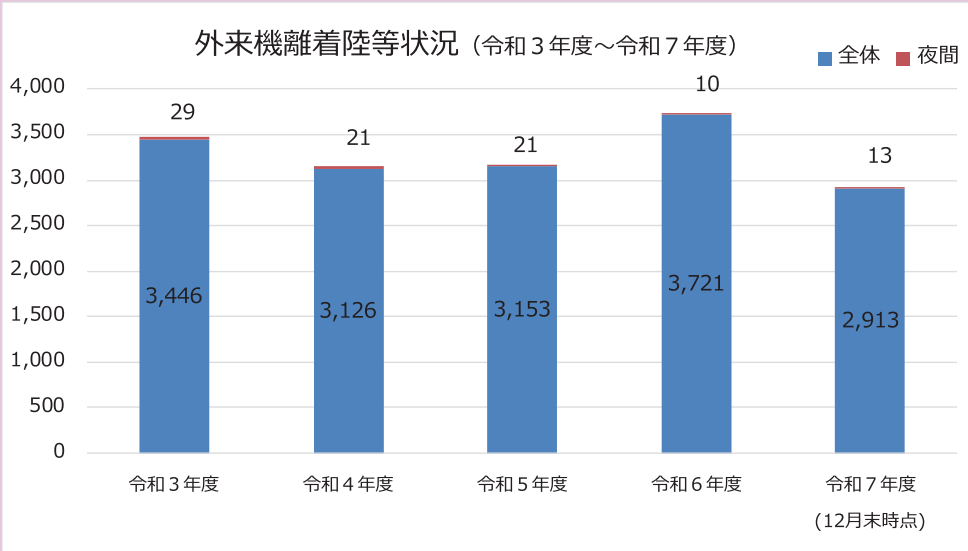
【家屋調査の様子】



米軍機が住宅地上空を通過すると、テレビが一時的に映らなくなる等の地デジ受信障害が発生するといった苦情が寄せられていたことから、平成23（2011）年度・令和2（2020）年度～令和5（2023）年度に受信障害が認定された市内の家屋について、防衛省の補助金を活用し、対策工事を実施しました。

また、平成23（2011）年度に対策工事を行った家屋の設備が経年劣化していることから、令和4（2022）年度に切替工事を実施しました。しかし、その後も市内各地から受信障害を訴える声が寄せられているため、令和8（2026）年度からの事業再開に向けて沖縄防衛局と調整を行っております。

◆外来機飛来 (外来機：普天間飛行場に所属する常駐機以外の機種)

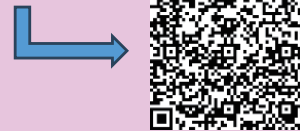


外来機の飛来は住民生活に大きな影響を及ぼすことから市としては容認できないとし、飛来しないよう強く求めておりますが、令和7（2025）年度においても飛来が相次いでいる現状にあります。特に、ジェット戦闘機の飛来は100デシベル以上の非常に大きな騒音が測定されるなど、住民生活に与える騒音被害は深刻な状況です。

外来機飛来 (令和7（2025）年4月～12月)

輸送機等 (ジェット機)	858回	F-35	278回
輸送機等 (プロペラ機)	1646回	F-15	10回
回転翼機	73回	F-16	22回
ティルト・ローター機	26回		

市役所庁舎から撮影した米軍機の飛行映像が見られます。



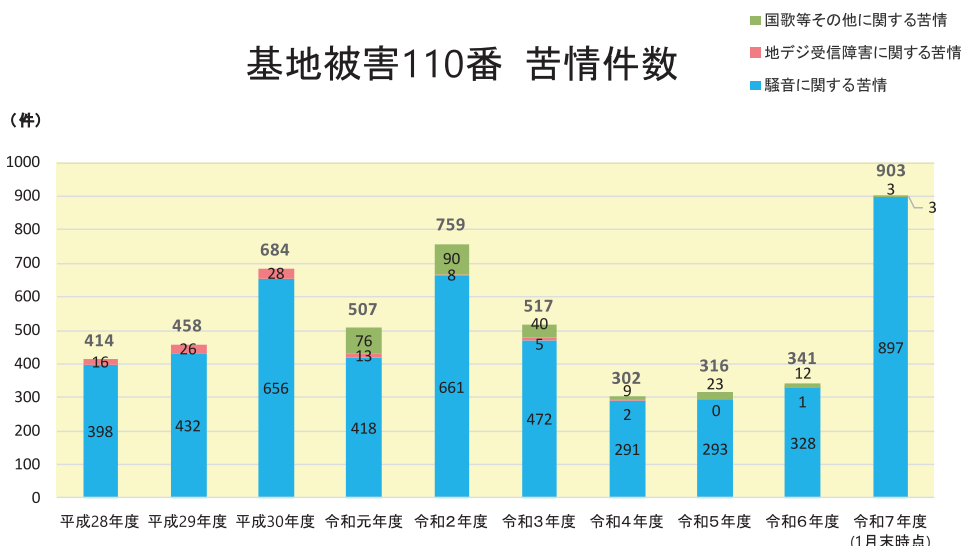
基地被害110番

宜野湾市では昼夜を問わず基地から発生する騒音等の苦情について、夜間や休日、職員の勤務時間外にも対応できるよう、「**基地被害110番**」を設置し、24時間苦情を受け付けております。

これまでの電話・市ホームページ・メールの他に、令和7（2025）年度からは市公式LINEでの苦情受付を開始いたしました。

市へ寄せられた苦情は全て市長まで目を通し、沖縄防衛局及び米軍へ送付し、市民生活へ配慮するよう申し入れを行うとともに、市長による抗議・要請行動の資料として活用しております。

基地被害110番 苦情件数



【苦情受付先一覧】

電話番号

098-893-4400

メールアドレス

**kichi02@city.ginowan.o
kinawa.jp**

ホームページ

受付フォーム



市公式LINE





◆事故等の危険性

普天間飛行場所属機による事故・予防着陸等

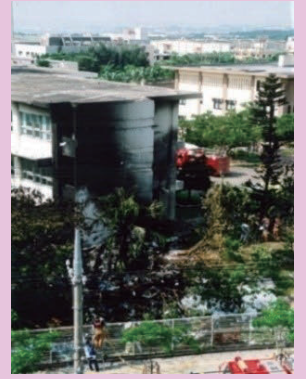
185回（平均：約3回/年）

※件数は本土復帰（昭和47年）から令和8（2026）年1月末までに集計

最近の主な普天間飛行場所属機の事故等（令和8（2026）年1月末現在）

発生年月日	主な事故の概要
平成29年10月11日	CH-53Eヘリが飛行中の火災により北部訓練場外に緊急着陸し、その後機体が炎上。
12月7日	市内保育園の屋根で上空からの落下物と思われるCH-53Eヘリの部品を発見。
12月13日	普天間第二小学校グラウンドにCH-53Eヘリの窓（約1m四方、重さ7.7キロ）が落下。
平成30年2月8日	うるま市伊計島の海岸に、前日飛行したMV-22オスプレイ右側エンジンの空気取り入れ口の部品が漂着。
令和元年6月4日	CH-53Eヘリのブレードテープ（ヘリコプターのブレード前縁を保護目的としたゴム製の保護テープ）の一部が落下。
8月27日	CH-53Eヘリ1機が普天間飛行場に帰投した際、後方の客室の窓が遺失していることを発見。
9月4日	UH-1ヘリ1機が誤って北部訓練場返還跡地内の旧ヘリパッドに着陸。
10月21日	CH-53Eヘリが予定された給油のため種子島空港に着陸したが、その後メンテナンス上の問題が発生。
令和2年2月25日	CH-53Eヘリが機体外に吊り下げて海上輸送していた物体が不安定になり、トリイ通信施設の西側約1300mの海上に意図的に投下。
令和3年7月13日	CH-53Eヘリが、出砂島射爆撃場から物資を運び戻す際、吊り下げていたトリプルコンテナが水域に落下。
8月12日	MV-22オスプレイ1機が、機体のパネルやプロペラのエンジンカバーを遺失していると判明。
11月23日	MV-22オスプレイから市内住宅地に個人の水筒が落下。
令和7年1月16日	MV-22オスプレイが、伊江島補助飛行場で訓練中に投下した重さ400kg余りの物資が風に流され、提供施設区域外の洋上に落下。
5月13日	UH-1ヘリから名護市と今帰仁村の境界周辺に信号炎管が入ったバッグが（大きさ90cm×30cm、重さ18キロ）落下。

平成16（2004）年8月◆沖縄国際大学への米軍機ヘリ墜落事故



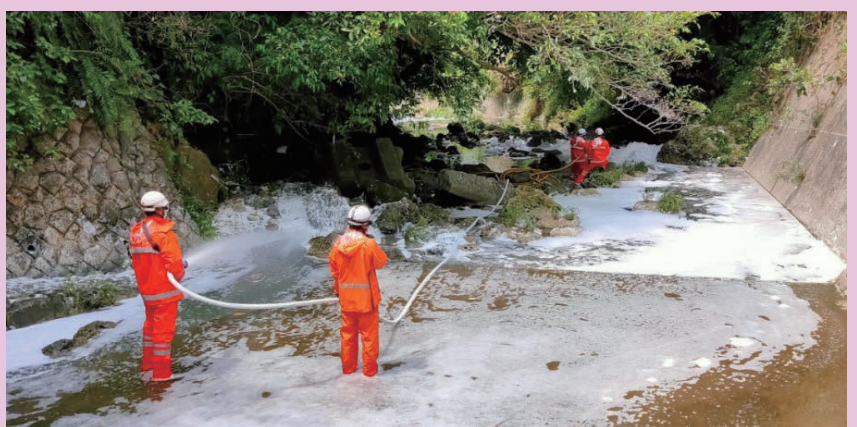
平成16（2004）年8月13日（金）午後2時15分頃、普天間飛行場に派遣されていた米海兵隊所属CH-53D型ヘリが沖縄国際大学の本館に墜落、炎上するという重大事故が発生しました。事故機は、我如古上空で尾翼部分（テールローター）が落下し、操縦不能になったまま沖縄国際大学本館ビルに墜落、激突後激しく炎上しました。ヘリに搭乗していた米軍関係者3名が負傷し、民家29戸、車両33台等の物的被害が確認されましたが、民間人への人的被害は確認されませんでした。

平成29（2017）年12月◆普天間第二小学校への米軍機ヘリ窓落下事故

平成29（2017）年12月13日（水）午前10時25分頃、米軍普天間飛行場所属CH-53E型ヘリの窓（約7.7キロ）が普天間第二小学校のグラウンドに落下するという重大事故が発生しました。事故当時、窓が落下した地点からわずか10メートルほどしか離れていない場所では体育の授業が行われていました。市の抗議・要請に対し、米側からは「できる限り小学校上空を飛行しない」との発表がありました。事故から約1ヵ月後に小学校上空でのヘリの飛行が確認されています。事故後小学校では、ヘリの飛来を確認するための監視カメラとモニターが設置され、監視員も配置されるとともに、ヘリからの落下物を想定した避難訓練も実施されています。また平成30（2018）年8月には、監視員に代わって生徒が自主的に避難できるよう屋根付きの避難所が完成しました。



令和2（2020）年4月◆泡消火剤漏出事故



令和2（2020）年4月10日（金）16時頃に普天間飛行場内格納庫において消火システムが作動し、PFOS等を含む泡消火剤約6万ガロン（約22万7千リットル）が漏出するという重大な事故が発生しました。そのうち約3万8千ガロン（約14万4千リットル）は、基地外へ漏出し、大量の泡が公道や住宅街に飛散したことから、住民生活へ大きな影響を与えました。翌日11日（土）、被害が大きかった下流の宇地泊川では、本市消防が泡消火剤の除去作業にあたりました。

◆有機フッ素化合物について

沖縄県が令和6（2024）年に実施した有機フッ素化合物環境中残留実態調査の結果、普天間飛行場周辺の湧水や地下水等の21地点の内、9地点において、環境省が定めたPFOS及びPFOAの暫定指針値（50ng/L）を超過した値が検出されました。

市としては、令和元（2019）年より市内の湧水に看板を設置し、飲用しないよう注意喚起を行っております。

普天間飛行場周辺 令和6年度有機フッ素化合物調査結果（一部抜粋）（単位:ng/L）

場所：メンダカリヒーガー

市内超過地点	PFOS	PFOA	PFOS/PFOA 合計値	PFH _x S	6:2FTS
チュンナーガー	1,300	160	1,500	450	100
メンダカリヒーガー	250	20	270	59	29
伊佐ウフガー	140	30	170	51	5.3
シチャヌカー	270	120	390	89	230
アラナキガー	500	200	700	220	120



普天間飛行場では、米国防総省の方針が平成28（2016）年に実施されて以降、訓練目的でPFOSが含まれた泡消火剤は使用しておらず、普天間飛行場内に設置されているPFOS等含む泡消火剤については、令和3（2021）年9月に交換が終了したとの報告を受けています。

◆普天間飛行場に関する日米合意とその実態

平成8（1996）年3月◆航空機騒音規制措置に関する日米合意

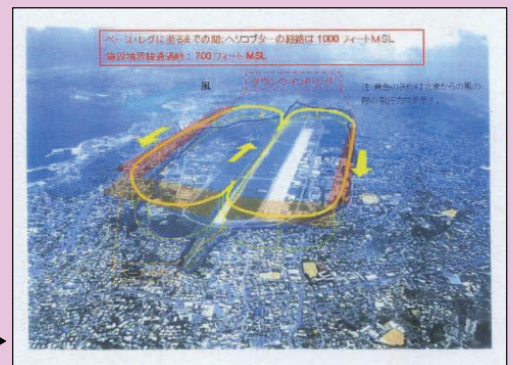
普天間飛行場における航空機騒音規制措置（抜粋）

- 3.a 進入及び出発経路を含む飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるように設定する。
- 3.g 22:00～06:00の間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。部隊司令官は、できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限努力を払う。

平成19（2007）年8月

- ◆場周経路の再検討及び更なる安全対策についての検討に関する報告書の合意
- ◆普天間飛行場の危険性の除去に向けた取り組みを発表

普天間飛行場に係る場周経路の再検討▶



平成27（2015）年9月◆日米地位協定の環境補足協定の締結

日米両政府は、日米地位協定の発効後初めてとなる環境補足協定に合意し署名しました。これにより、これまで規定のなかった環境事故発生時の日本側の調査と、返還の約7ヶ月前から現地調査を行うことが可能となりました。また、嘉手納以南の返還における立入りについては、日米間で別途合意すれば7ヶ月前より前に立入りが可能となりました。

しかしながら、立入り調査については米軍の裁量に委ねられているところもあり、懸念が残る部分もあることから、本市としましては、適切な運用がなされていくよう求めています。